

四本素案施ニ伴ッ豫算ニテハ豫メ財務局ト打合スコト

イ日給一円以下者

現日給一円割(銀五朱藩ノ端數ハ四捨五入ス)

但シ女子額ヲ超テハ其ノ割ガ八錢ヲ超ユルトキハ八錢ニ止ム

口日給一円超テハ其ノ割ガ八錢ヲ超ユルトキハ八錢ニ止ム

ハ日給一円超テハ其ノ割ガ八錢ヲ超ユルトキハ八錢ニ止ム

現日給一円超テハ其ノ割ガ八錢ヲ超ユルトキハ八錢ニ止ム

ル日給一円超テハ其ノ割ガ八錢ヲ超ユルトキハ八錢ニ止ム

別記(三)

聲明書

價金引上嘆願提出後一ヶ月ニテ本日漸ク回答ヲ得タ

内容ハ吾々ノ想像通りニ割要求トハ凡ソ雲泥ノ差アリ不該意極マルモノテアル

吾々ハ斯ル輕大ナル値上ニハ断シテ承服出来ナイ 市理事者力連ニ反省再考シ

以テ吾々ノ満足スル具体案ヲ作成セシコトヲ要求シ其カ發表迄ハ既定方針ニ基

キ断乎第二段第三段ノ斗争へ邁進セシコトヲ表明ス

昭和十二年四月二十三日

市債上斗争同盟首腦部印

